

長与町総合教育会議次第

日時 平成29年10月2日(月) 16:00

会場 長与町役場4階 第2委員会室

- 1 開会
- 2 町長挨拶
- 3 教育委員会教育長挨拶
- 4 構成員紹介
- 5 長与町総合教育会議について **資料1**
- 6 議事
○長与町いじめ防止基本方針の改定について **資料2**
- 7 その他
- 8 閉会

長与町総合教育会議出席予定者名簿

(構成員)

役職名	氏名	備考
町長	よしだ しんいち 吉田 憲一	
教育委員会 (教育長)	かつもと しんじ 勝本 真二	
教育委員会 (委員)	はらだ しげのぶ 原田 成信	
教育委員会 (委員)	こが きよひこ 古賀 清彦	
教育委員会 (委員)	ひろた けいこ 廣田 敬子	
教育委員会 (委員)	にた ちづこ 仁田 千都子	

(総務部総務課、教育委員会事務局教育総務課)

資料 1

長与町総合教育会議について

1 会議の趣旨

長与町総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、首長と教育委員会が連携を強化し、より一層民意を反映した教育行政を推進するため、対等な執行機関同士が「協議・調整」を行う場として、平成27年度より開催しています。

2 会議のポイント

- 会議の設置は、町長が行います。
- 構成員は、町長と教育委員会です。
- 会議は、町長が招集します。
- 会議での協議・調整事項は、教育政策に関する事項です。
 - ・教育行政の大綱の策定（※平成27年度作成済み）
 - ・教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
 - ・児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置
- 町長と教育委員会は、会議において協議・調整を行い合意した方針の下に、双方が所管する事務を執行します。
- 会議は、原則公開とし、議事録を作成し、これを公表しています。
- 会議の事務局は、総務部総務課が教育委員会事務局教育総務課と連携を図り行います。

長与町いじめ防止基本方針

平成26年1月

(平成29年9月改定)

長与町・長与町教育委員会

目 次

はじめに

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 ······	1
基本方針 ······	1
1 いじめの定義 ······	1
2 いじめ防止等の対策に関する基本理念 ······	2
3 いじめ防止等に関する基本的な考え方 ······	2
第2章 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項 ······	4
I いじめ防止等のために町が実施すべき施策 ······	4
1 組織の設置 ······	4
2 いじめ防止等のための基本施策 ······	5
II いじめ防止等のために学校が実施すべき施策 ······	8
1 学校いじめ防止基本方針の策定 ······	8
2 学校いじめ防止基本方針の内容 ······	8
3 学校いじめ防止基本方針策定に係る留意事項 ······	14
4 「いじめ対策委員会」の設置 ······	14
III 重大事態への対処 ······	18
1 学校及び教育委員会による調査 ······	18
2 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置 ······	20
第3章 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項 ······	21
第4章 資料 ······	22

はじめに

子供の健やかな成長は、誰しも願うものであり、未来に生きる子供たちが自らの夢を描き、その実現に向けて生き生きと活動することができる社会を創造していくことは、私たち大人の重要な責務です。

しかし、近年子供の尊い命が奪われる「いじめ」が各地で発生するなど、「いじめ」は依然として大きな社会問題となっています。

また、情報通信技術の急速な発展により、インターネットやスマートフォン等を介しての新たな問題が発生するなど、「いじめ問題」は複雑化・潜在化し、一層深刻化しています。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の人権を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える決して許すことのできない行為であり、絶対に阻止しなければなりません。

私たちは、いじめられている子供を、全身全霊をかけて守り抜くとともに、いじめている子供の行為を決して看過することなく、毅然とした態度で接し、二度と同じ過ちを繰り返させないようにする責任があります。

子供たちも、安全にそして安心して学校生活を送れるよう、いじめのない、いじめを許さない風土を自らの手で築きあげていくことが大切です。

これまで長与町教育委員会及び町内全ての小中学校は、「いじめは、人間として絶対に許されない卑怯な行為である。しかしながら、どこででも起こりうるものである」という考え方の下、教育活動全体を通して、いじめ防止に向けた取組を継続してきました。

その中で、いじめ問題に対する意識が高まり、一人一人をかけがえのない存在として認め、大切にしていこうとする風土が育ってきました。

しかし残念ながら、未だ、いじめを根絶するまでには至っておらず、今後とも粘り強い取組が求められています。

そうした中、国の「いじめ防止等のための基本的方針」及び「長崎県いじめ防止基本方針」が改定されました。本町においても、国及び県の改定に基づき、「長与町いじめ防止基本方針」を改め、いじめ根絶への取組を一層強化・推進していきます。

第1章　いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

基本方針

1　いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係^(注1)にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響^(注2)を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
（「いじめ防止対策推進法第2条」以下法律名は省略する）

（注1）「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

（注2）「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、持ち物を隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

（2）いじめの具体的な態様（例）

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間からはずされたり、集団によって無視をされたりする。
- ③ ぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ 金品をたかられたり、持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

※ これらの「いじめ」の中には、犯罪として取り扱われるべき行為で、早期に警察に相談することが望ましいものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮し、**早期に**警察に相談・通報の上、連携した対応をとることが必要である。

（3）留意事項

- ① 一つ一つの行為がいじめか否かの判断は、表面的、形式的に行うことなく**いじめられた**児童生徒の立場に立ち、心の奥深くにまで細やかな配慮をしていくことが大切である。
- ② いじめか否かの判断は、特定の教職員のみで行うのではなく、法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）を活用して行う。
- ③ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断

するものとする。

- ④ 児童生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質をもつため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。学校の設置者及び学校は、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。
- ⑤ 好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も考慮しておく。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織へ情報共有することが必要となる。

2 いじめ防止等の対策に関する基本理念

子供は地域の宝であり、かけがえのない存在である。その子供たち一人一人が、自らの夢に向かい、自分らしく精一杯活動している姿は未来への希望である。

しかし、ひとたび「いじめ」が発生すると、健やかな成長が阻害され、将来に深刻な影響を与え、大きな禍根を残すことにもなりかねない。

そこで、「いじめ」は人間にとて絶対に許されない卑怯な行為であるという強い考えの下、次のことを基本的な認識とする。

- (1) いじめられた児童生徒の生命、心身を保護することが特に重要であることを中心に据える。
- (2) 安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう学校内外を問わず、いじめがなくなるようにする。
- (3) いじめを認識しながら放置しない。
- (4) 国、町、学校、地域住民、家庭その他関係者の連携の下、いじめ問題の克服を目指す。

3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

① 児童生徒

- (ア) 「児童等は、いじめを行ってはならない。(法第4条)」を深く自覚し、いじめが行われていると思ったときには、解消に向けて取り組んだり、周囲の仲間、先生、大人等に知らせたりする。
- (イ) 自分を大切にするとともに、他への思いやりをもち、みんなで協力していじめのない風土づくりに努める。

② 保護者

- (ア) 「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。(法第9条)」を常に心にとめ子供を育てる。
- (イ) 日頃から児童生徒が悩み等を相談できる雰囲気づくりに努める。
- (ウ) 自分の子供とともに他の子供にも目を向け、いじめを発見したり、いじめの予兆を感じたら、速やかに学校や関係機関に連絡・相談する。

③ 学校

- (ア) 教育活動全体を通じ、すべての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。
- (イ) すべての児童生徒が安心でき、自己肯定感や充実感が感じられる学校づくりを進める。
- (ウ) 保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関との連携を図り、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組む。
- (エ) いじめを受けていると思われるときには、迅速かつ適切に対処する。

④ 地域

- (ア) いじめを発見したり、いじめの兆候を感じたりしたら、速やかに学校や関係機関に相談する。
- (イ) いじめ問題が発生した場合、当事者間で解決を図るだけでなく、事案によってはP T Aや関係機関と協議する。
- (ウ) 個人情報やプライバシーの問題も踏まえ、慎重に対応する。

⑤ 関係機関

- (ア) 学校と関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局等)は、連携を密にし、情報交換、助言等により、いじめの防止やいじめ問題の解決にあたる。
- (イ) 学校及び関係機関は、連絡会議を開催するなどして、情報を共有し、協働していじめに対処する体制を整備する。

(2) いじめの早期発見

- ① すべての大人が児童生徒のささいな変化に気づく力を高める。
- ② 学校は、「どうかな」「おかしいな」と思ったら、迷うことなく面談等を実施し、情報収集を行う。
- ③ 学校や教育委員会は、定期的・必要に応じたアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、相談しやすい体制を整える。
- ④ 学校は、家庭、地域住民と連携して情報を収集する等、地域ぐるみで子供を見守る体制をつくる。

(3) いじめへの対処

- ① いじめがあることが確認されたら、学校は、いじめられた児童生徒や情報を提供した児童生徒の安全を確保し、組織として速やかに対応する。
- ② 学校は、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関と連携する。
- ③ 教職員は、いじめの対処の在り方について理解を深めておく。
- ④ 学校は日頃から、情報は全教職員で共有し、組織的な対応ができるよう体制の整備を図っておく。

第2章 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

I いじめ防止等のために町が実施すべき施策

1 組織の設置

(1) 「いじめ問題対策連絡協議会」の設置

町教育委員会はいじめの防止等に関する機関及び団体の連携並びに協力の推進のために、「いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

なお、これは、法第14条第1項に規定する機関と同等の機能を有する教育委員会の下に設置した組織である。

① 「いじめ問題対策連絡協議会」の役割

- (ア)いじめを未然防止するために、それぞれの役割を明確化し、相互の連携を図る。
- (イ)いじめに関する情報を相互に提供し、共通理解を図る。

② 「いじめ問題対策連絡協議会」の構成員

次の者で組織し、網羅的に取り組むものとする。

- ・人権擁護委員（長与地区代表1名）
- ・時津警察署生活安全課長
- ・長与町青少年育成連絡協議会長
- ・保護者代表 長与町P T A連合会長
- ・長与町校長会長
- ・児童相談所 長崎子ども女性障がい者支援センター長
- ・長与町こども政策課長
- ・教育委員会学校教育課長
- ・教育委員会学校運営相談員

（2）「いじめ等学校問題サポートチーム」の設置

町教育委員会は、いじめ防止等の対策を迅速かつ実効的に行うために、必要に応じて「いじめ等学校問題サポートチーム」を設置する。

なお、これは、法第14条第3項に規定する機関と同等の機能を有する教育委員会の下に設置した組織である。

① 「いじめ等学校問題サポートチーム」の役割

- (ウ)町内小中学校からの「いじめ」に関する通報や相談を受け、第三者機関として当事者間の関係を調整したり指導助言したりして、問題の解決にあたる。
- (エ)町内小中学校から「いじめ事案」について報告を受けた際、自ら調査を行う必要があると判断した場合、調査を実施する。

② 「いじめ等学校問題サポートチーム」の構成員

次の者で組織し、公平性・中立性を確保するように努める。

- ・産業医、臨床心理士（スクールカウンセラー）、町危機管理専門員、学識経験者、医師（校医）
- ・教育委員会（学校教育課長、学校運営指導員、学校教育相談指導員、学校教育課指導主事）

2 いじめ防止等のための基本施策

町及び町教育委員会は、いじめ防止等のために次のような対策を講じる。

（1）いじめの防止

① 関係機関等との連携

- (ア)いじめ防止のための対策が、関係者の連携のもとに総合的かつ効果的に実施されるよう、

学校、家庭、地域、関係機関との連携を図るために必要な連絡調整を行う。

- (イ)保護者が、法第9条に規定された責務を踏まえて、児童生徒の規範意識などを養うことができるよう、**講演会や研修会などを有効活用して啓発を図り、家庭への支援を行う。**
- (ウ)「地域の子は地域で育てる」という認識のもと、あいさつ運動や見守り活動を行っている団体との連携を一層推進する。
- (エ)スポーツ大会や文化活動、地域における行事等を通じて、人との関わりを大切にする心情を育むとともに、健やかに成長していくよう、児童生徒が主体的に参加したり参画したりする環境づくりを一層推進する。
- (オ)「家庭教育10か条」の啓発を一層図り、学校・家庭・地域が一体となった子育てを推進する。
- (カ)「長与町いじめ防止強調月間」を定め、学校・家庭・地域及び関係機関が連携して、いじめ防止等の取組を推進する。
- (キ)いじめ防止やいじめ根絶への理解を深め、率先していじめ防止へ取り組むことができるよう学校・家庭・地域社会への啓発を図る。

③ 学校との連携

- (ア)町教育委員会発行の**リーフレット「長与の学校教育全体像」**に示した「やさしい心を～お互い尊重し、いじめのない楽しい学校生活を送る～」の具現化を図るために、各学校に工夫した取組を促す。
- (イ)社会性、規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、道徳教育や人権教育が学校の教育活動全体を通じて効果的に実施されるよう指導する。
- (ウ)自主的・実践的な態度を育て、児童生徒が望ましい人間関係を築いていくことができるよう、児童会や生徒会の活動による「あいさつ運動」や「ボランティア活動」など自治的な活動を支援する。
- (エ)「長与の子の心を見つめる教育週間」「**小学校連合体育大会**」「**読書のつどい**」「**弁論大会**」「**ふれあいペーロン大会**」「**地域間体験交流学習**」「**平和のつどい**」等、各種行事や体験活動を推進し、友情を育むとともに、規範意識や正しい判断のもとに、責任をもって行動する力を育成する。
- (オ)「夢・憧れ・志」を育み、自己肯定感を高めることができるような教育活動を奨励する。
- (カ)**インターネット等を通じて行われるいじめを防止したり、効果的に対処したりすることができるよう研修会や啓発活動を実施する。**
- (キ)**入学説明会等において、いじめの未然防止について啓発を図る。**

(2) いじめの早期発見

- ① いじめに関する相談や通報を受ける相談窓口の周知徹底を図る。
- (ア)児童生徒、保護者等がいじめに係る相談を行うことができるよう各学校に相談員を配置するとともに、その啓発に努める。
- (イ)保護者等が児童生徒からいじめの相談を受け、いじめの事実があると思われるときは、当

該児童生徒が在籍する学校へ連絡するなど適切な処置をとるよう啓発していく。

(ウ)教職員や相談員に対する研修会を実施し、相談技能の向上を図る。

② いじめの防止等のために必要な事項や対策を実施する。

(ア)いじめの防止及び早期発見の方策について啓発する。

(イ)いじめられた児童生徒又はその保護者を支援する。

(ウ)いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方について支援する。

(エ)インターネット等を通じて行われるいじめへの対応の在り方について、研修の場を設けるとともに、同種のいじめに児童生徒が巻き込まれていないかを、**学校と連携し点検する体制づくり**を進める。

③ 学校におけるいじめ防止等に係る取組の点検・充実に努める。

(ア)定期的なアンケートや個人面談などにより、各学校が把握したいじめ等に関する情報について、毎月報告を受けて実態を把握するとともに、その取組を点検・指導し改善を図る。

(イ)県教育委員会作成の「いじめ対策ハンドブック」「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」等を活用した研修会を複数回実施させ、学校におけるいじめ防止等の取組の充実を促す。

④ P T Aや地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制づくりを進め、できるだけ多くの人が児童生徒の悩みや相談を受け止められるようにする。

(3) いじめに対する措置

① **学校からいじめに係る報告を受けたときには、当該校に対して必要に応じて、指導・支援を行う。**また、必要がある場合には調査を行い、いじめ解消に向け連携して取り組む。

② 教育委員会は、学校からの報告を受け、いじめられた児童生徒や他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために、当該児童生徒の出席停止を命ずることが適當と判断した場合には、いじめを行った児童生徒の保護者に対して、学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む）の規定により、必要な措置を講ずる。

③ **必要に応じ、カウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカーを学校へ派遣する。**

④ 学校警察連絡協議会を活用するとともに、警察との情報共有を行うなどいじめへの対処が効果的にできるよう支援する。

⑤ 複数の学校間にわるいじめ問題に適切に対処できるよう、学校相互の連携・協力体制を整備する。

(4) 学校評価・教職員による評価

教育委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけるよう指導する。

① 学校評価において、いじめ問題に関する評価を行うにあたっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、その結果を踏まえて必ず改善に取り組むよう指導する。

- ② 教職員による評価においても、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、「日頃の児童生徒理解」「未然防止や早期発見への取組」「いじめ問題が発生した際の迅速かつ適切な対応」「組織的な取組」等を評価するよう助言する。

(5) 学校運営改善の支援

- ① 学校支援会議において、学校はいじめに係る状況及び対策について情報を提供し、地域との連携・協働による取組を進める。
- ② 学校評議員へいじめ防止等の取組状況を説明し、改善点等について意見聴取を行う。

II いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、法第13条の規定により基本方針を策定し、いじめ防止、早期発見、対処等に関する措置を実効的に推進する。また、組織的に対応するため、法第22条に基づき、いじめの防止等の対策のための組織（以下「いじめ対策委員会」）を中心として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会と連携を図りながら、学校の実情に応じて下記のような対策を推進する。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国・県・町の基本方針を参考に、どのようにいじめ防止等を進めていくか、その基本的な方向やいじめ防止の取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」）として定める。また、策定した学校基本方針は学校のホームページへの掲載、その他の方法により公開し、保護者や地域住民が容易に確認できるようにするとともに、必ず入学時期や各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

2 学校いじめ防止基本方針の内容

学校基本方針は、学校のいじめに対する組織的・計画的な「行動計画」としての機能を有するものとして策定する。

そのため、以下の（1）～（3）の項目に沿って作成する。その中で、「学校がどのような子供を育てようとしているか」「教職員は何をどうするのか」「保護者や地域はどんな協力をするのか」「関係機関とどう連携するのか」等を明らかにする。

(1) いじめの防止

いじめのない生き生きとした学校づくりに向けて、校内の指導体制の確立、家庭・地域との連携強化等を図り、いじめは絶対に許さないという風土を培っていくことが大切である。

① 校内指導体制の確立

いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制を確立する。特に、一人又は特定の教職員が問題を抱え込むことのないように留意する。

② 教職員の指導力向上

(ア) すべての教職員が日々の教材研究や授業改善に取り組み、「わかる授業」づくりを推し進める。

(イ) 県教育委員会発行の「いじめ対策ハンドブック」「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」「いじめ問題への取組チェックポイント」等を活用した研修を実施したり、外部講師による講話を企画したりして、いじめ問題に関する指導の在り方等を教職員間で共通理解し、観察力や対応力の向上に努める。

③ 人権意識と生命尊重の態度の育成

(ア) すべての教育活動を通して、社会性を培う取組や共感的人間関係を育成する指導・支援を継続する。

(イ) 人権教育の充実を図り、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導等に努める。

(ウ) 情報モラル教育を計画的に行う。

④ 道徳性を養う道徳教育の充実

(ア) 道徳の時間の充実を図る。

(イ) 「長与の子の心を見つめる教育週間」等において、いじめ防止や生命尊重等、**道徳性の育成をねらいとした取組を行う。**

⑤ 子供の自己肯定感の育成

自他を認め合い、一人一人に居場所のある学校生活を築いていく中で、児童生徒の発達段階に応じて、「夢・憧れ・志」を育む教育等を推進し、自己肯定感を高めていく。

⑥ 子供の自己指導能力の育成

(ア) 全教育活動を通して、規範意識や思いやりの心を育てる。

(イ) 児童会や生徒会の活動、学級活動等において、児童生徒が自主的にいじめの問題を話題にするように働きかけ、その取組を適切に指導する。

⑦ 家庭・地域・関係機関との連携強化

(ア) 家庭やPTA、地域の関係団体とともに、いじめの問題等について協議する機会を設け、いじめ防止や根絶に向けた地域ぐるみの対策を推進する。

(イ) 保護者向けリーフレット「大切な子どもたちをいじめから守るために」等を活用して、学校・家庭・地域等が一体となった取組を推進する。

⑧ 学校基本方針の周知

いじめ問題に対する学校の基本方針の啓発に努め、保護者や地域住民の理解を得る。

(ア) 入学時期、各年度の開始時には、児童生徒、保護者、関係機関等へ学校基本方針を必ず説明する。

(イ) ホームページ等で公開し、継続して周知徹底を図る。

(ウ) 保護者の役割、責任等について明らかにし、理解を求める。

⑨ 学校基本方針による取組の評価

学校基本方針の実現状況等を適切に評価し改善を図る。

(ア)学校評価やいじめ対策委員会等による点検・評価を計画的に行い、継続して改善を図る。

(イ)いじめに対する教職員の問題意識を持続させる。

⑩ 学校として特に配慮が必要な児童生徒

障害（発達障害を含む）や被災等について、適切に理解した上で、児童生徒に対する指導に当たる。

(ア)発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

(イ)性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

(ウ)東日本大震災や熊本地震により被災した児童生徒、又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）が受けた心身への多大な影響や慣れな環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

（2）いじめの早期発見

子供に関する情報を全員で共有することは、いじめ問題へ取り組む第一歩である。そのためには、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒の変化や発する危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く広く張り巡らしておくことが必要である。

あわせて、定期的・必要に応じ、アンケート調査や個人面談、教育相談等を実施し、児童生徒がいじめ等を訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努める。

① 教職員による観察や情報交換

児童生徒のささいな変化に気づいた場合、積極的に情報交換を行い、情報を共有する場をもつ。

② アンケート調査や個人面談等の実施

児童生徒の生活実態について、きめ細かな把握に努める。

(ア)定期的・必要に応じたアンケート調査や個人面談・保護者面談の実施

(イ)生活ノート、日記等の活用

③ 教育相談体制の整備

児童生徒や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を校内に整備するとともに、周知や広報活動を継続する。

(ア)スクールカウンセラー、子どもと親の相談員、心の教室相談員の活用

(イ)養護教諭による保健室相談、教頭等による教育相談の活用

(ウ)相談箱、相談電話（町相談員所持）の活用

(エ)校内相談員や町教育委員会の学校運営指導員、学校教育相談指導員、スクール・ソーシャル・ワーカーの活用

④ 児童生徒への働きかけ

(ア)道徳の時間や学級活動等を中心に、すべての教育活動を通して、児童生徒がいじめを自分の問題として真剣に受け止め、いじめをしない、いじめを許さない態度や自分たちでいじめ防止・いじめ根絶に取り組もうとする強い意識を育てる。

(イ)いじめを見たり、聞いたり、あるいは自分自身がいじめられたりしたら、それを抑止したり、すぐに相談したりする勇気をもつよう指導する。

⑤ P T A、関係機関との連携

児童生徒の悩みや相談ができるだけ多く受け止めることができるよう、P T Aや地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制をつくる。

(ア)日頃から子供の話に耳を傾け、不安や悩みをいつでも相談できる環境づくりに努めるよう保護者への啓発を図る。

(イ)子供の小さな変化に気をとめ、気づいたことがあれば、学校へ連絡・相談するよう働きかける。

(ウ)立哨指導を行っているボランティア団体を始め、地域住民からも情報を得るよう努める。

⑥ 相談機関の周知

学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。

(ア)P T A総会や学年P T A、学校だより、学級だより等の活用

(イ)ホームページへの掲載

(ウ)「24時間子供SOSダイヤル」「メール相談窓口」「親子ホットライン」等の紹介

(3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合は、全教職員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関、専門機関と連携し、速やかに組織として対応する。

その際、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導を行う。

① 組織的な対応

- (ア)いじめを発見したり通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込むことなく、直ちに**いじめ対策委員**等へ報告し、情報を共有する。
- (イ)いじめ対策委員会は、対応の方針を決定し、速やかに指導・支援体制を組む。
- (ウ)いじめられた児童生徒やいじめの情報を提供した児童生徒を徹底して守り、安心感を抱かせ、心身の安全を確保する。
- (エ)正確かつ迅速に事実関係の把握に努め、事実を明らかにして、保護者と協力して対応する。

② いじめられた児童生徒及びその保護者への支援

- (ア)いじめられている児童生徒やいじめの情報を提供した児童生徒から事実関係の聴取を行う。その際、個人情報の取扱いには十分注意する。
- ・他の児童生徒の目に触れないような場所や時間帯に配慮する。
 - ・原則として同性の職員を同席させるなど複数の教職員で対応する。
 - ・「誰が誰を（加害者と被害者）」「いつ、どこで（時期と場所）」「どんな内容、その被害（内容）」「きっかけ（背景と要因）」「いつ頃から、どれくらい続いているのか（期間）」等を確実に聴き取る。
 - ・つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
 - ・自信をもつような言葉かけを行うなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
 - ・「相談内容は絶対に口外しない」「最後まで守り抜く」、そして「必ず解決する」という強い気持ちを伝える。
 - ・必要により、周囲の児童生徒や保護者などから事情を聴き取り、正確な事実関係の把握に努める。

(イ)被害児童生徒をいじめから守り通すため、必要な措置を弾力的にとるとともに、心のケアにも十分配慮する。

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、すぐその場で止める。
- ・関係児童生徒と絶やさず面談を行い、心の安定を図る。
- ・登下校や休み時間、清掃時間等においても、教職員の目が届くように配慮する。

(ウ)保護者と常に連携し、問題が解決するまで継続して取り組む。

- ・発見や通報があったその日のうちに保護者と面談（家庭訪問等）し、把握した事実を伝え

る。

- ・保護者の訴え等には真摯に耳を傾け、苦しさや不安等を共感的に受け入れ誠実に対応する。
- ・連絡や報告等を継続し、常に情報を共有する。
- ・学校の指導方針を伝えて理解を求めたり、今後の対応について協議したりして、協働して対処する。
- ・児童生徒の家庭での言動を見守ってもらい、どんなにささいなことでも相談するよう依頼する。

(エ)いじめられている児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、当該児童生徒に寄り添い支える体制を作る。

(オ)状況に応じて、心理や福祉等の外部専門家（S C、S S W等）の協力を得る。

③ いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

(ア)いじめた児童生徒から事実関係の聴取を行う。必要により、アンケート等を実施し、多面的に情報を集めるとともに正確な事実関係の把握に努める。また、状況に応じ、他の児童生徒からも事情を聴き取るようにする。その際、個人情報の取扱いには十分注意する。いじめが確認できた場合は、その解決に向けて組織として動き、再発防止に取り組む。

- ・いじめの経緯や状況、そのときの思い等について十分に聴き取るとともに、いじめに至った背景にも目を向けて指導する。
- ・心理的孤立感、疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮の下、毅然とした態度と粘り強い指導を継続し、いじめが人として決して許されない行為であることや、いじめられる者の思いを認識させる。

(イ)状況によっては、教育的配慮の下、特別の指導計画による指導（出席停止を含む）のほか、警察等との連携による措置も含めて対応する。

(ウ)保護者には、確実な情報を迅速に伝えるとともに、助言を継続する。

- ・事実関係を正確に説明するとともに、いじめられた児童生徒や保護者のつらく悲しい思いを伝え、よりよい解決を図ることを確認する。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・児童生徒の変容を図るために、親としての今後の関わり方や働きかけ等を共に考え、具体的な助言を継続する。

④ 周りへの働きかけ

(ア)はやし立てたり面白がったりする存在（以下「観衆」）、あるいは周辺で見て見ぬふりをし、暗黙の了解を与えている存在（以下「傍観者」）も、いじめを肯定していることを理解させる。

(イ)当事者間の問題だけにとどめることなく、学級・学年・学校全体の問題として取り上げ、「観衆」や「傍観者」からいじめを抑止する「仲裁者」になるよう指導を行う。

(ウ)いじめの相談をすることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。

(エ)教育活動全体を通して、互いを尊重し認め合う人間関係づくりに努める。

⑤ いじめ解消の要件

(ア)いじめが解消されたか否かの最終判断は校長が行うものとする。しかし、いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

※ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

○ いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定する。

○ 被害児童生徒が心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

また、いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。さらに、必要に応じ、被害児童生徒の心的外傷ストレス（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

(イ)教育相談や日記等での関わりを継続するなど、その後の状況についても把握する。

(ウ)いじめられた児童生徒のよさを見つけ、賞賛したり認めたりなどして自信をもたせ、自己肯定感を高める。

(エ)必要により、いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒及び関係児童生徒のカウンセリングを行う等、心のケアに十分配慮する。

(オ)いじめの発生事案をもとに、再発防止・未然防止への取組を再確認し、実践計画に基づき、いじめ防止・いじめ根絶を推進する。

⑥ ネット上のいじめへの対応

(ア)ネット上の不適切な書き込み等の発見に努める。

(イ)児童生徒、保護者等からも情報を得られるよう働きかける。

(ウ)ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちにプロバイダーに対して削除措置を依頼する。また、必要に応じて、警察や法務局等と適切な連携を図る。

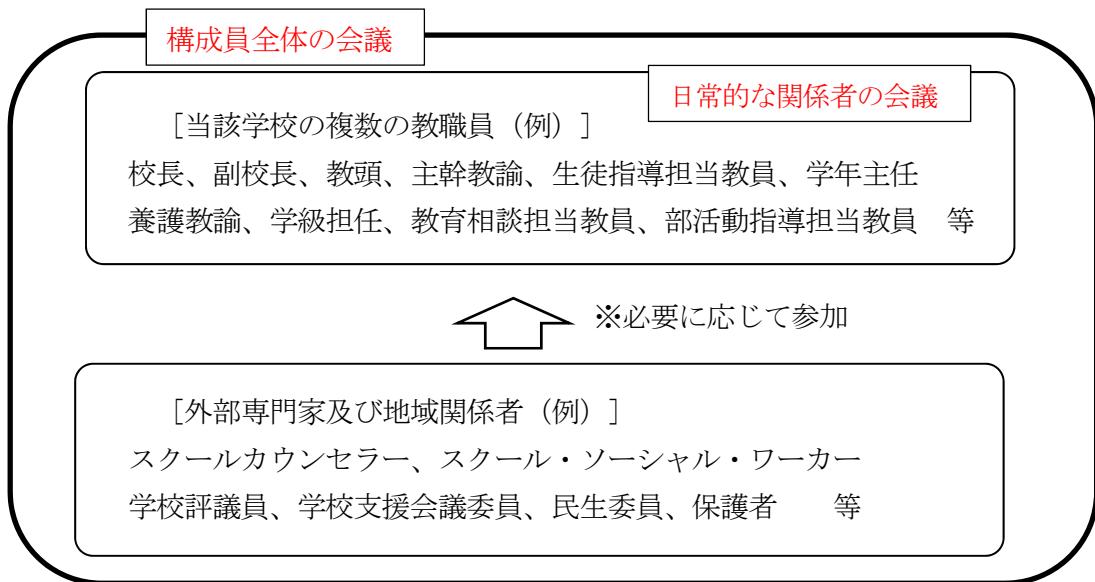
3 学校いじめ防止基本方針策定に係る留意事項

- (1) 学校基本方針の策定に当たっては、方針を検討する段階から**保護者や地域の住民を参画させ、地域を巻き込んだものとなるよう**にする。また、児童生徒の意見も取り入れ、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるようにする。
- (2) 学校基本方針は、**単なる目標やスローガンの提示にとどまることなく、それが行動に移され、実際に成果を上げていく実効性のある内容とする**。そのためには、未然防止から対処に至る一連の取組や計画、取組を実施する組織、さらには関係機関等との連携などについて、学校の実態を踏まえて内容に取り入れるものとする。

4 「いじめ対策委員会」の設置（組織の名称は学校の判断による。）

学校は、当該校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うために、複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめ対策委員会」を置く。いじめに対しては、学校が組織として対応することが重要であり、必要により、心理・福祉等の専門家、学校評議員や学校支援会議委員、民生委員等の地域関係者の参加を得て対応する。

- (1) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ① 学校基本方針の策定や見直し、いじめ防止に向けた取組についてP D C Aサイクルで検証する。
- (ア)学校で定めたいじめ防止の取組が計画どおりに進んでいるかの確認
(イ)いじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証
(ウ)必要に応じた計画の見直し 等
- ② 「いじめ対策委員会」を機能的に運用できるよう、構成員全体の会議と、日常的な関係者の会議に、役割を分担しておく。日常的な関係者の会議においても、外部専門家から助言を得るように努める。
- ③ 「いじめ対策委員会」を構成する「当該学校の複数の教職員」については、学校の実情に応じて決定する。
- (ア)学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教育相談担当教員、部活動指導担当教員などを中心に、組織的対応の中核として機能するような体制とする。
(イ)個々のいじめの防止、早期発見、対処に当たっては、関係の深い教職員を加えるなど、実効性のある柔軟な体制とする。



(2) いじめの相談・通報の窓口としての役割

児童生徒や保護者、地域住民等が、いじめの相談や通報ができるように、その窓口、手順、方法等を明確にしておく。

(3) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

- ① 教職員はささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込みず、すべて当該組織に報告・相談する。
- ② 集められた情報は、個々の児童生徒ごとに記録・整理し、全職員で共有する。

(4) いじめに組織的に対応するための中核としての役割

いじめの疑いに係る情報があったときには、直ちに協議の場をもち、組織として対応する。

- ① いじめに係る情報の迅速な共有
- ② 関係のある児童生徒への事実関係の聴取
- ③ 指導や支援の体制、対応方針の決定
- ④ 保護者との連携 等

組織的ないじめ対応イメージ

① いじめの予防

- 校内指導体制の確立
- 「いじめ対策ハンドブック」、「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」等の活用による教職員の指導力の向上
- 人権意識と生命尊重の態度の育成
- 「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等による道徳教育などの充実
- 児童会活動や生徒会活動を通した自己指導能力の育成
- 「非行防止教室のための教師用指導資料」等を活用し、児童生徒の「規範意識」「思いやり」の育成
- 家庭・地域・関係機関との連携強化

② いじめの情報

③ 情報の収集

- 教職員、児童生徒、保護者、地域住民、その他から「いじめ対策委員会（※注）」に情報を集める。

④ 指導・支援体制の組織化

- 「いじめ対策委員会」で指導・支援体制を組む 連携
(学級担任、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担)

関係機関

⑤-A 児童生徒への指導・支援

- いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制を作る。
- いじめた児童生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

⑤-B 保護者との連携

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒（加害、被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

（※注）：「いじめ対策委員会」とは、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」をいう。当該学校の複数の教職員に加え、心理・福祉の専門家、医師、教員・警察官経験者等から構成されることが考えられる。なお、「複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任等から、学校の実情に応じて決定する。

② いじめの情報

【いじめの解消の2つの要件】

- ① いじめに係る行為が止んでいること
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

※被害児童生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

- 随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する

- 「解消している」状態に至った場合でも、いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、教職員は日常的に注意深く観察する。

III 重大事態への対処

1 学校及び教育委員会による調査

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。

(1) 重大事態の発生と調査

① 調査を要する重大事態の例

(ア) 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ・児童生徒が自死を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

(イ) 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合も、学校の設置者又は学校の判断で速やかに調査を行う。

(ウ) その他の場合

児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合。

② 重大事態の報告

重大事態を認知した場合、以下順で直ちに発生の報告を行う。

- ・学校→教育委員会→町長

③ 調査の主体

(ア) 教育委員会は、学校からの報告を受け、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするか判断する。基本的には、学校のいじめ対策委員会が当初の調査を行うものとする。

(イ) 学校が主体となって調査を行う場合、教育委員会は必要な指導助言、指導主事の派遣等、適切な支援を行う。

(ウ) 教育委員会が主体となって調査を行うのは、次の場合である。

- ・学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生防止に、必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合。
- ・学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合。

④ 調査を行う組織

学校が組織した「いじめ対策委員会」又は教育委員会が設置した「いじめ等学校問題サポートチーム」において調査を行う。

構成員の中に、調査対象となる事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいた場合、その者を除くなどして公平性・中立性を確保する。(必要により専門家を

補充する。)

⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

- (ア) 調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえ、教育委員会が積極的に指導・支援する。
また、関係機関との連携を一層密にして対処していく。
- (イ) 重大事態に至る要因となつたいじめ行為について、事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査、整理する。
- ・いつ（いつ頃から）
 - ・誰から
 - ・どのような様子であったか
 - ・いじめを生んだ背景や事情
 - ・児童生徒の人間関係はどうであったか
 - ・学校、教職員がどのように対応したか
- (ウ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合
- ・いじめられた児童生徒から十分に聴き取る。その際、つらい気持ちに共感を示すとともに、「最後まで守り抜き、必ず解決する」という強い思いを伝える。
 - ・在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、個別の事案が広く明らかになり、いじめられた児童生徒やいじめの情報を提供した児童生徒に被害が及ぼないように十分留意する。
 - ・いじめられた児童生徒に対して、**事情や心情に配慮しながら、心身のケアを継続し、安心して学校生活を送ることができるよう支援する。**
 - ・いじめた児童生徒に対しては、調査結果等をもとに面談し、事実関係の確認を行う。いじめが継続していれば、いじめの行為をすぐにやめるよう指導する。また、状況によっては、教育的配慮の下、特別の指導計画による指導（出席停止を含む）のほか、警察等との連携による措置を含め、毅然として対応する。
- (エ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合（いじめられた児童生徒が入院又は死亡した場合）
- ・いじめられた児童生徒の保護者の要望・意見を十分聴取するとともに、**速やかに**今後の調べ方やその内容について協議し、調査に着手する。
 - ・調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。
- ⑥ いじめられた児童生徒が死亡したときの対応
- 調査については、「**子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改定版）（平成26年7月文部科学省）**」を参考とする。亡くなつた児童生徒の尊厳を保持しつつ、死に至つた経過を検証し、再発防止策を講ずる。

- (ア) 遺族の気持ちに十分配慮しながら、要望・意見等を聴取する。
- (イ) 在校生及び保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- (ウ) 遺族に対して、主体的に在校生への調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、概ねの期間、方法、入手資料の取扱い、遺族への説明の在り方、調査結果の公表等に関する方針について、できる限り遺族と合意しておく。
- (エ) 資料や情報は、できる限り偏りのないように多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助の下、客観的、総合的に分析する。
- (オ) 情報発信、**報道**対応については、プライバシーへも配慮し、正確で一貫した情報提供を行う。
- (カ) 亡くなった児童生徒の尊厳を保持し、児童生徒による自死の連鎖を防ぐため「WHOによる自殺報道への提言」を参考にする。

※ 「WHOによる自殺報道への提言」については、「自殺予防 メディア関係者のための手引き」(内閣府) を参照

(2) 調査結果の**提供及び報告**

① 調査結果の**提供及び報告**

- (ア) 調査結果は、速やかに下記により報告する。
 - ・学校→教育委員会→町長
- (イ) いじめられた児童生徒及び保護者に対する情報を適切に提供する。
学校又は教育委員会は、いじめられた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係等の情報を適切に説明する。

② 調査結果を**提供・報告**する際の留意事項

- (ア) 学校が調査**結果を提供する場合**、教育委員会は、時期・内容・方法などについて必要な指導及び支援を行う。
- (イ) 他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分に配慮する。
ただし、不必要に個人情報保護を事由に説明を怠るようなことがないようにする。
- (ウ) 質問紙による調査結果は、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることを、調査対象となる児童生徒や保護者に事前に説明しておく。
- (エ) **いじめを受けた児童生徒又はその保護者の希望により**、いじめられた児童生徒又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

2 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

(1) 再調査 (いじめ防止対策推進法第30条第2項)

重大事態の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要があると認めるときは、報告結果について附属機関を設けて再調査を行うことができる。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等（いじめ防止対策推進法第30条第3項・第5項）

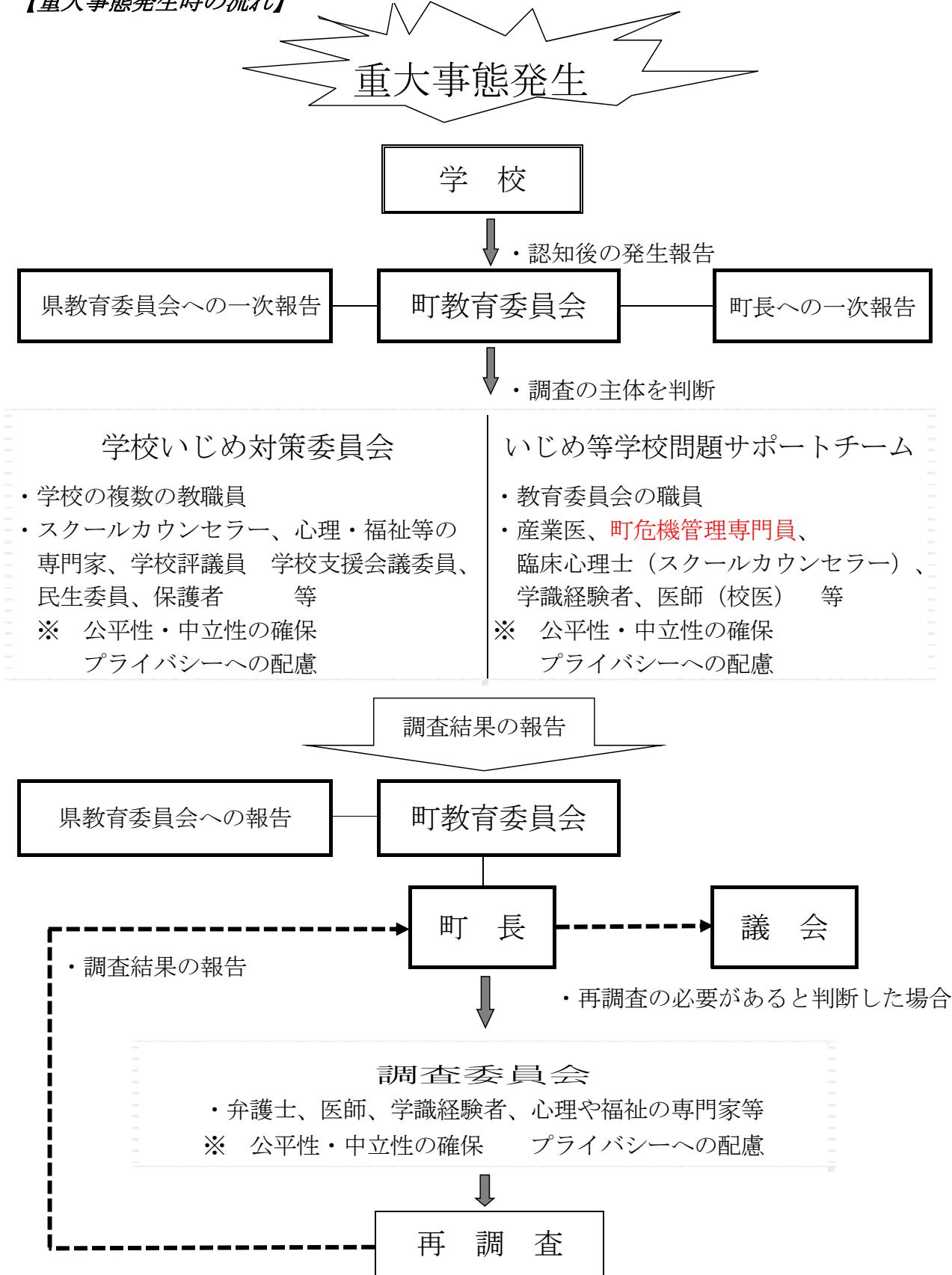
- ① 再調査を行ったとき、町長はその結果を議会に報告する。
- ② 町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の防止のために必要な措置を講ずる。

第3章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

町は、当該基本方針の策定から3年の経過を目安として、法の施行状況、国や県の基本方針の変更等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

第4章 資料

【重大事態発生時の流れ】



【学校いじめ防止基本方針及びいじめ対策委員会設置のためのチェックリスト】

項目	チェック	内 容
学校 い じ め 防 止 基 本 方 針	<input type="checkbox"/>	・国、県、町の基本方針を基に、学校いじめ防止基本方針を策定している。
	<input type="checkbox"/>	・基本方針を策定する上で、保護者や地域住民が参画している。
	<input type="checkbox"/>	・基本方針には、目指す児童生徒像やいじめの防止、早期発見、対処等の取組を具体的に示している。
	<input type="checkbox"/>	・児童会活動や生徒会活動など、児童生徒の主体的かつ積極的な参加ができる内容となっている。
	<input type="checkbox"/>	・P T A や関係機関と連携したいじめ防止等の内容となっている。
	<input type="checkbox"/>	・基本方針は、年度始めに保護者等に説明したり、ホームページ上に公開したりして、年間を通して理解を得るように努めている。
い じ め 対 策 委 員 会	<input type="checkbox"/>	・いじめ対策委員会を設置している。
	<input type="checkbox"/>	・構成員として、複数の教職員の他、必要に応じて外部専門家や地域関係者等を活用している。
	<input type="checkbox"/>	・毎月 1 回定例会議を開催する等、計画的かつ実効的な運用に努めている。
	<input type="checkbox"/>	・いじめ等に関する情報の収集や共有、その対応等、役割分担を具体的に示している。
	<input type="checkbox"/>	・年度末には、基本方針及び対策委員会の取組を評価し、必要に応じて修正を加え改善している。